

最終保障供給特例承認について

(2024年7月25日からの大雨に係る電気料金等の特別措置)

東北電力ネットワーク株式会社

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

2024年7月25日からの大雨の影響により、2024年7月25日に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内において、2024年7月25日からの大雨により被災されたお客さま（原則として災害救助法適用地域〔2024年7月25日以降、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき、2024年7月25日からの大雨による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含む。〕のお客さまとする。）から2025年1月末日までに申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

なお、当社は、お客さまの被災状況を確認するため、必要に応じて罹災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがある。

- 1 被災されたお客さまの2024年6月（支払期日が2024年7月25日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月調定分の電気料金の支払期日を、電気最終保障供給約款（2024年3月18日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）25（料金の支払義務および支払期日）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、最終保障供給約款15（最終保障電力A）、16（最終保障電力B）および17（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、2024年7月25日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが2025年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款49（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2025年1月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款49（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款15（最終保障電力A）、16（最終保障電力B）および17（最終保障予備電力）の規定にかかわらず、2025年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを2025年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款48（供給方法、工事および施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

以 上